

こども未来部

議案第145号 大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第145号 大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正趣旨についてですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）における規定が改正されたことを受け、本市の条例についても同様の改正を行うものでございます。

資料の3ページをお願いします。

改正内容についてですが、「虐待行為を規定した箇所の改正」に伴うものとして放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定したものです。また、「地

域限定保育士の一般制度化に伴う保育士の規定の改正」に伴うものとして、各放課後児童健全育成事業所に置かなければならない放課後児童支援員について、地域限定保育士も追加することとしたものであります。なお、施行期日は、公布の日を予定しております。改正箇所については、4～6ページに記載のとおりとなります。